

支部ニュース

2013年1月 No. 470

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス d a n t o k y o @ d r e a m . c o m
〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201
TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623
郵便振替 00130-6-87399

- 新年のご挨拶 藤本 齊
- 権利討論集会報告 酒井健雄
- シンクタンク「New Diplomacy Initiative」（新外交イニティアティブ）をご支援ください
—設立プレシンポのチラシ同封しました— 田場暁生
- 若手弁護士へのメッセージ
※狭山事件、一つの教訓 橋本紀徳
※鍛治利秀弁護士「駆け出し弁護士の頃」を読んで 山本雄一朗
- 12月19日支部新人学習会の感想 野口景子
- 新人紹介 緒方 蘭
- 支部総会のご案内 横山 聰
- 自由法曹団東京支部選挙管理委員会からのお願い
支部長・幹事推薦のお願い立候補受け付けます
- 幹事会報告
- 日誌



新年のご挨拶

自由法曹団東京支部長 藤本 齊

明けましておめでとうございます。

例年どおり団支部事務局から、ニュース新年号に挨拶をと言われましたので、年末から少々考えてみました。新年の挨拶なのですから、世の中を広く見渡した情勢の全体像と我々団支部の役割というようなことなるんだろうなと少々見渡してみましたが、やはり、これは、去る12月17日、総選挙と都知事選挙の投開票翌日に発しました都知事選Faxニュース最終号の「お疲れ様でした。新たな取り組みにまたお力を」で述べさせていただいたことに結局尽きます。まだ、それから2週間ですしね。そこで、あれは単発のFaxビラにすぎなかつたということもありますので、これを改めて今年の新年のご挨拶とさせていただきます。

あのFaxで、私は、「選挙戦をめぐって皆さま本当にお疲れ様でした。」と述べたあと、次のように続けました。

「都知事選・総選挙ともどもに、その結果は残念で、前途の多難と、為すべきことの重さを想起させるものでしたが、今はまずは、この間の皆さんとの様々な側面や局面での奮闘を心から称え敬意を表したいと思います。

私たちは、この数年、様々な側面での新たたたかいと取り組み方の経験を経てきました。9条の会がそうでした。派遣村もそうでした。大震災と原発問題への取り組みもそうでした。そして、都知事選挙の取り組み自体がそうでした（私も誘われてある勝手連の共同代表も経験しました）。

私たちのたたかいに突破すべき様々な困難な条件と制約が課されて来ていることは事実です。でも、その私たち自身にもまた新たな時代での新たたたかいと取り組みの仕方が求められていることも事実でしょう。そして、私たちは、この間、これら幾つかの新しい経験をへ、さらに今回もまた新たな経験を積んできました。

それらの経験は、憲法9条と25条、国民生活の真の安全の保障と、それらのための国と地方のつくり方をめぐってだったのですから、明らかに最も大事な正鵠を射ている経験だったはずです。それらが総合された力となることを強く望みはしますが、しかし、現実を直視するとき、性急にあせってそれだけを求めるではなく、同じく新たな取り組みと経験を、広く全国民的な視野のもとで、積み重ねていくことが求められており、そして、それらの動きの必然としてのまとまり方への努力が、こうした中でこそ必要になってくる、そういう前途が予想されるのだろうと思います。

中でも、私たち東京支部としては、都政問題への新たな広がりをもった議論と運動の場が切り開かれる可能性と経験を持ったこと、このことの意義はとても大きなものがあったと考えます。広く都政問題を語り取り組む上での取り敢えずの新しい基盤の広がりを、とりわけ市民の中でのそれだけでなく、団内外の弁護士たちの間におけるそれをも同時に得てきたこと、これらは美濃部時代の一時期に若干それをみることができるのかも知れませんが、明らかにかつてなかったこ

とです。地方自治を切り縮める「地域主権改革」の様々な現れや築地移転問題やオリンピック誘致問題等々、私たち東京支部が微力ながらも取り組んできた都政をめぐる諸課題の取り組みに、新たな側面を広げて行く上での貴重な経験ともなっていくことでしょう。改めて、私たち東京支部の独自の活動を、これまで以上に広く新たな視野でも書き上げていく礎にしたいものだということを呼びかけたいと思います。

まずは、再度の英気を養うべく疲れを効率的に癒やしあえて、即座に新しい条件の下で、新しい基盤を生かすべく、お互い改めて力を尽くしあいましょう。

年末年始を経ました。既に英気は養い終えたことと思います。早速、年初は、決意も新たに、2月の団支部総会に向けての取り組み等々から私たちの仕事は始まります。

皆さま、今年も是非それぞれの活動が豊かな実りをもたらしますよう祈念しますとともに、団支部の新たな活動へのご助力・ご支援を、よりお願い申し上げる次第です。

権利討論集会報告

事務局次長 酒井 健雄

- 1 第5回東京地評労働者の権利討論集会が、12月9日（日）に東京労働会館で実施されましたので報告します。
- 2 まず、全体会として、本久洋一教授（國學院大学法学部教授）による、「最近の労働判例の傾向と労働組合の課題」と題する記念講演が行われました。

最初のテーマは、明石書店事件やホンダ事件などで問題になった不更新合意による雇止めの効力についてでした。本久先生は、明石書店事件とホンダ事件で結論が分かれた理由として、不更新合意に至る経緯のなかで、労働者側が不更新条項に文句を言っていたかどうかがあると分析していました。

次のテーマは、すき家団交拒否事件などで問題となった合同労組でした。本久先生は、結論として合同労組の活動を保護する判決でも、説示レベルでは合同労組の活動を非典型的なものとして、否定的な評価をしている姿勢が垣間見えると分析して、今後の判例の動向に注意喚起されていました。

近年活躍が著しい合同労組の活動の団交権が保護されることは半ば当然のことのように思っていたので、説示レベルで否定的な評価をしている判例が多々あることを知り、大変勉強になりました。

- 3 その後、以下の4分科会に分散して議論が行われました。

- ①一分科会 「団交・組合活動の権利のたたかい」
- ②第二分科会 「非正規・雇止めのたたかい」
- ③第三分科会 「解雇とのたたかい」
- ④第四分科会 「パワハラ、うつ病、職場復帰」

私は、第二分科会「非正規・雇止めのたたかい」に参加しました。驚見団員が助言者となり、

約20名の原告、支援者などが参加して、それぞれの事件の状況などの報告や、裁判状況について意見交換がなされました。特に派遣切りの地位確認について厳しい判決が相次いでいる現状ですが、NSK事件など損害賠償が認められる判例も出てきており、当事者や支援者の方々の熱い想い、熱心な活動もまったく衰えておらず、力強く思いました。

4 東京地評の権利討論集会は、毎年12月初旬ころの日曜日に行われており、本年も100名を超える参加者があったと聞いています。来年も充実した内容になることを祈念するとともに、私自身も来年も参加したいと思っています。是非みなさんもご参加くださいますようお願いいたします。

シンクタンク「New Diplomacy Initiative」 (新外交イニティアティブ) をご支援ください

—設立プレシンポのチラシ同封しました—

城北法律事務所 田場 晓生

現在、仲間の弁護士、ジャーナリスト、研究者などと「New Diplomacy Initiative（新外交イニシアティブ・ND）」の設立に向けて準備を進めています。今回はそのご紹介と設立プレシンポのお知らせをさせていただきます。

NDは日・米・東アジア各国において、外交・政治に新たに多様な声を吹き込むシンクタンクです（2013年夏頃正式設立予定です）。幅広い声を外交・政治に反映するために、情報発信・政策提言を行い、その提言した政策実現のため、国内はもとより各国における政府・議会・大学・シンクタンク・NGO・メディアなどへ直接働きかけます。また、既存のマスメディア・外交ルートでは流されない情報を、国境を越えて収集し、また国内から発信します。

一昨年支部ニュースに「ワシントンDCは政治の街・・・」とワシントンDC記を書きはじめた後、あるきっかけで連載からリタイアしましたが、私たちがNDを設立しようと思ったきっかけにはワシントンでの留学・滞在経験が大きく影響しています。私は、鳩山民主党政権発足直前にワシントンの土を踏み、鳩山政権が辺野古移設を断念するにいたる流れをワシントンで見てきました。米シンクタンクなどの「知日派」や在ワシントンの日本のメディアのあり方なども含めて日米関係がどのように動いているのかの一端も知ることができました。

ご存知のように、アメリカの知日派などの動向が日本の国内政策に大きく影響を及ぼすことは、子ブッシュ政権で国務副長官を務めたリチャード・アーミテージ氏及びクリントン政権下で国防次官補（国際安全保障問題担当）などを務めたジョセフ・ナイ両氏の報告であるアーミテジ・ナイレポートとその後の日本の防衛・安全保障政策の動きや、昨年9月に原発ゼロ閣議決定が知日派の意見等により見送られたことからも実感するところです。

私たちは今まで、TPPはもとより、エネルギー問題（自然エネルギー・原発等）、沖縄米軍基地問題等をはじめとする安全保障・平和等の問題について、前掲の連邦議会議員や米識者等に働

きかけ、実績をつんできました。みなさまが「こんなことを言うアメリカの人がいるんだ。」「おー、こんな事実があるのか」「お、こんな訪米議員団があるのか」などと思われた日米関係等に関するニュースは、ND関係者によるアレンジや情報提供に端を発するものも少なくないと思います。今後は、さらに専門家の力を借りて、他の日本の国内問題の発信・政策提言等も行っていきたいと思っています。

今の日米関係等に関する情報のながれを変えたい方、広げたい声をお持ちの方は、是非会員となってNDをご利用いただき、また、支えていただければ幸いです。ぜひご協力をお願ひいたします。また、今回は詳細に書けませんでしたが、関心のある方は、同封したチラシやホームページ（「新外交」で検索するとすぐに出てきます）などをご覧になってください。また、追って報告などさせていただきたいと思います。

チラシも同封しましたが、以下のような設立プレシンポを行います（理事は下記登壇者のほかに山口二郎北海道大学教授です）。たぶんこの号が到着するころの企画なので間に合わないとは思いますが・・・お知らせまで。

↓ちなみにロゴはこんな感じです。



ND設立プレシンポジウム「新政権に問う　—日本外交がとるべき針路は—」

- 2013年1月10日（木）16時～18時
- 参議院議員会館1階 101会議室（東京都千代田区永田町2-1-1）
- 講演：鳩山由紀夫 氏（元内閣総理大臣）
- パネリスト：鳥越俊太郎（ジャーナリスト・ND理事）
藤原 帰一（東京大学教授・ND理事）
マイク・モチヅキ（ジョージ・ワシントン大学教授・ND理事）
コーディネーター：猿田佐世（弁護士・ND事務局長）
- 資料代：1,000円（学生 500 円）
- 主催New Diplomacy Initiative 設立準備委員会
- 連絡先 東京都新宿区新宿 1-15-9 さわだビル5階 TEL : 03-3948-7255
E-mail : info@nd-initiative.org http://www.nd-initiative.org/

若手弁護士へメッセージ

狹山事件、一つの教訓

東京合同法律事務所 橋本 紀徳

- 1 1963年9月4日、浦和地方裁判所で、狹山事件の第1回公判が始まりました。
被告人は石川一雄さんです。（当時24才）
同年5月1日、埼玉県狹山市在住の埼玉県川越高校1年生の中田善枝さん（16才）が、下校の途中、行方不明になりました。その夜、善枝さんの自宅に身代金を要求する脅迫状が届きました。
5月2日の深夜、身代金を受け取るため、指定場所に犯人が現れましたが、40人の警察官が張りこんでいたにもかかわらず、取り逃がしてしまいました。
5月4日、農道に埋められていた善枝さんの遺体が発見されました。
これが、狹山事件のあらましです。
この事件の犯人として、同年5月23日、別件で、狹山市に住む石川一雄さんが逮捕され、同年7月9日、善枝さん殺しで起訴されました。
- 2 石川さんは、最初は否認していましたが、捜査段階の同年6月23日頃から、自白を始め、公判でも、最初から起訴事実を認め、捜査段階の自白を維持しました。
中田直人、石田亨、それに私の3人が、同年5月から石川さんの弁護にあたりました（私選）。
弁護人は、石川さんが起訴事実を全て認めているにもかかわらず、公判の最初から、無実を主張し、無罪判決を求めました。
被告人が起訴事実を認めているのに、弁護人が無罪を主張するという事態を、裁判所は、弁護人の独り相撲とみたのか、弁護人の主張に耳を貸さず、弁護人の証拠調請求もことごとく却下し、早々に結審し、64年3月11日、石川さんに死刑の判決を言い渡しました。
同年9月10日の控訴審第1回公判の冒頭、石川さんは、弁護人に相談することもなく、自分が無実であることを明らかにしました。
- 3 捜査段階のある時期以降、石川さんは、弁護人を信頼せず、むしろ、警察官を信頼するようになっていました。
石川さんは部落出身の青年でした。貧困のため、事実上、小学校5年で退学し、当時の石川さんは、漢字など、読むことも、書くこともできず、常識を欠くところがありました。刑事裁判の仕組みや、弁護人の役割も全く知らなかったのです。
石川さんには、当初から認めていた窃盗などの軽微な別件が10ほどありました。これに乗じて、取調べ官は、「お前は、善枝さん殺しを認めて、認めなくても、10年は刑務所に入らなければならない、認めれば10年で出してやる、認めなければ死刑だ」と脅し、また、甘言

を弄しました。石川さんは、取調官の誘導のまま自白し、また、自白を維持したのです。

4 弁護人は、自白と物証が合致しないことに気づいていました。

自白による殺害方法は扼殺ですが、遺体の首に残る痕跡は絞殺を示していました。

だから、石川さんが自白を維持しているにもかかわらず、無罪を主張したのです。

しかし、弁護人は石川さんが弁護人を信頼していないのだということに十分気づいていました。

狹山事件の教訓は、当たり前のことですが、被告人と弁護人は互いに信頼しあい、団結して闘わなければ、勝てる事件も勝つことはできないということです。そして、これは、刑事・民事を問わず、どのような事件でも同じことのように思われます。

これは、狹山事件から学んだ一つの教訓です。

2審で無期懲役になった石川さんは、現在、仮出獄し、再審を闘っています。

鍛治利秀弁護士「駆け出し弁護士の頃」を読んで

青葉総合法律事務所 山本 雄一朗

鍛治利秀弁護士が、私の所属している青葉総合法律事務所の創設者であり、現在も同事務所において事件活動を共にしていることから、鍛治弁護士の「若手弁護士へのメッセージ」に対する返書を書かせていただきます。

鍛治弁護士が書かれている通り、鍛治弁護士は司法修習12期の大ベテランです。私は62期で、ちょうど半世紀分のキャリアの差があることになります。

この半世紀分の経験の差を、事件活動をご一緒させていただく中で、日々実感しています。

現在、鍛治弁護士とご一緒させていただいている事件の中の一つに、JMIU（全日本金属情報機器労働組合）日本ロール製造支部の労働事件があります。

この事件は、日本ロール製造という製造業の会社が、団体交渉で組合（JMIU 日本ロール製造支部）に対して経営の見通しを明らかにしないままに不合理な人事異動を強行したことから、組合が東京都労働委員会に対して、不当労働行為救済の申立てを行った事件です。同事件は現在も労働委員会の調査が続いており、団体交渉において誠実に対応するよう、会社側に求めている最中です。

JMIU 日本ロール製造支部は歴史のある労働組合で、昨年でちょうど支部50周年になりましたが、鍛治弁護士は、同支部結成の2、3年後から現在まで、同支部の労働運動を支えてきました。

2002年にも、日本ロール製造と JMIU 日本ロール製造支部との間での団体交渉における会社側の対応に関して、東京都労働委員会の調査が行われたのですが、その時の組合の代理人となつたのも、もちろん鍛治弁護士でした。現在の事件の打ち合わせを組合の方々とやっていて、「2002年の争議の時はこうだったよなあ。」とか、「あのとき（ときには1980年代くらいを指して言っていることもあります。）は誰々が執行委員長だったかな。」等という話になるのですが、今回初めて JMIU 日本ロール製造支部の事件を担当させていただく私としては、分からぬことが

多すぎて、組合の労働運動の歴史の深さに圧倒されました。

上記事件は、会社と組合のこれまでの経緯のなかで起こった事件であり、従前の経緯を理解しないまま活動をしてしまってはよい解決にはなりません。私は、JMIU 日本ロール製造支部がモデルになった映画「ドレイ工場」のビデオを観たり、昨年10月27日に行われた同支部結成50周年記念パーティーに参加する等して、組合の労働運動の歴史を何とか後追い学習しております。

鍛治弁護士が書かれている通り、鍛治弁護士は、総評をはじめとした様々な労働運動や安保反対闘争の現場に実際に加わり、戦後の歴史の舞台に立ってこられました。事件活動において鍛治弁護士とご一緒させていただくと、とくに労働事件においては、現場の感覚をつかむということがいかに重要なのか、また、弁護士は歴史を作る人間の一部ともなることができる、ということを、強く実感することができます。

今後も、労働事件をはじめとした、様々な類型の事件でご一緒させていただき、半世紀分の莫大な経験値の差を実感しながら、大いに知見を深めていきたいと思っております。

12月19日 支部新人学習会の感想

あかしあ法律事務所 野口 景子

お二人のお話を伺っての最初の正直な感想は「弁護士って大変だ」でしたが、同時に、馬奈木先生は力強く、黒澤先生は目を輝かせて、ご自分の活動についてお話されていたことが印象的でした。「どんな仕事でも『やらされている』というものではない」というお話があり、だからこそ、体力的、あるいは精神的に厳しい状況でも、誇りを持ってご自身の活動に取り組んでいらっしゃるのだと感じました。



学習会後の懇親会の席も含めて、多くの先輩団員がそれぞれの活動について熱く語っておられ、そのお話から個別の事件について学ばせていただいただけでなく、運動のあり方についても様々なことを考える機会となりました。



新人紹介

東京合同法律事務所 緒方 蘭

はじめまして。新65期の緒方蘭と申します。2012年12月に弁護士登録され、東京合同法律事務所に入所しました。今回どういった挨拶を書こうか迷ったのですが、私の幼少の頃のことを書かせていただきます。

私と自由法曹団の出会いは、私の幼少の頃になります。私が2歳の頃、自宅の電話が神奈川県警に盗聴されました。すぐに中野直樹団員が駆けつけ、上田誠吉元団長を中心に弁護団が結成されて約10年にわたる長い裁判闘争が始まりました。

事件が発覚してから勝訴判決を得るまでの間、よく家に大勢の知らない大人（おそらく弁護団の先生や支援者の方々でしょう）が来て、我が家で会議をしたり、盗聴した警察官のアシトがあったマンションを見に行ったりしました。当時私は子どもだったためこれらの行動の意味がわかつておらず、会議では支援者の方が美味しい食事を持ち寄ったり、大勢の大人が遊んでくれたので会議はとても楽しみでした。裁判のある日は母がお土産にシュウマイや肉まんを買って来てくれました（国賠第一審は横浜地裁に係属していたためです。高裁からは買って来てくれなくなりました）。父がジュネーブの国連人権委員会に行ったときはスイスのチョコレートを買って来てくれました。子どもの私にとって裁判闘争は美味しい出来事でした。

ただ、ひとつ疑問がありました。幼稚園や小学校では、警察は市民の暮らしを守ってくれる存在だと教わりました。しかし、なぜか正義の味方であるはずの警察が私の家を盗聴している。でも、私の両親は悪いことをしているようには見えない。むしろ、父は弱者や不当なことを世間に訴える仕事をしている。なぜ、警察は私の家を盗聴したのだろう。この疑問がずっと頭の片隅にありました。

両親が闘ってきたことの意味がようやく分かり始めたのは、東京高裁で勝訴した頃からでした。判決内容から、神奈川県警は父が日本共産党の国際部長だから悪いことをしていると決めつけて盗聴していたことがわかりました。併せて、家にあった資料から、行政が日本共産党を監視し、監視のために盗聴や犯罪のでっちあげ行為も行っていることがわかりました。そして、判決で支払が命じられた金額は、それまでに裁判や活動に費やした金や労力に見合わないものでした。でも、闘わず見逃したら警察の日本共産党に対する弾圧を許すことになってしまいます。両親は金ではなく人権のために闘っていたのです。

大学時代に、友人と作った早大九条の会article9で加藤周一さんの講演会を開いたことがあります。加藤さんは治安維持法が制定された時は誰も反対せず、その後、なし崩し的に国民の権利が制限されていったと述べておられました。このお話を聞いて、両親の闘いには、盗聴の違法を主張することで警察による国民の監視がなし崩し的に行われる 것을防ぐ意味があったこともわかりました。私は弾圧事件を闘うことは国民の権利を守る防波堤にもなると考えるようになりました（弾圧事件に限らず多くの社会的事件でも同様のことが言えると思います）。

既に、両親とともに盗聴事件を闘った方々の多くは鬼籍に入りました。しかし、今も弾圧事件

は日本のあらゆる場所で発生しています。私も弾圧事件を闘う弁護士になりたいと考えております。そのためにも日々努力を続けていく所存です。団の東京支部の皆様、今後ともよろしくお願ひ致します。

支部総会のご案内

事務局長 横山 聰

明けましておめでとうございます。団東京支部を本年もよろしくお願いします。

昨年末の選挙結果から、本年は厳しい政治情勢になることが予測されます。気を引き締めて、ただし、楽しく様々な諸課題に取り組みましょう。そのためにも、これまでの取り組みの状況、新たに取り組まれるべき課題、東京プロパーの課題なども見据えて、締めくくりとなり、スタートとなる支部総会にしてゆきたいと思います。

ということで、今年は最初に北東アジアの国際情勢を考えるということにしました。緒方靖夫さん（日本共産党副委員長・国際委員会責任者）をお招きして、尖閣諸島・竹島問題から、北朝鮮の「人工衛星打ち上げ」と日本の対応等、現在の北東アジア情勢の混乱の解明と解決の方向性についてご講演いただく予定です。ご期待下さい。

実施要項は以下のとおりです。ぜひご参加ください。

1 日時 2月22日午後1時～23日午前12時（予定）

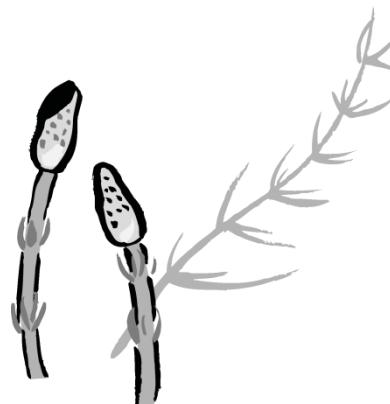
2 場所 KKR熱海

場所 KKRホテル熱海 热海市 春日町7-39番地 電話 0557-85-2000

3 会費 1万7000円（会議だけの参加は3000円、懇親会まで宿泊されない方は12000円となります。）

多数の皆様のご参加をお待ちしています。

以上



自由法曹団東京支部選挙管理委員会からのお願い

支部長・幹事推薦のお願い立候補受け付けます

2012年12月19日の東京支部幹事会をもって、第41回東京支部定期総会（2月22日・23日、KKRホテル）における支部長及び幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

選挙管理委員会では、支部長及び支部幹事の自薦および他薦（本人の了解必要）を求めていきます。来る1月23日午後2時までに、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

なお、幹事会としての推薦を、1月23日の幹事会で決定しますので、ご意見・ご推薦を当日午後2時までに東京支部事務局までお寄せ下さい。

2012年12月19日　自由法曹団東京支部選挙管理委員会

委員長　並木　陽介

委員　山添　拓

現幹事名簿

事務所	名前	期	事務所	名前	期
あかしあ法律事務所	笹本 潤	48	東京合同法律事務所	高畠 拓	40
あかしあ法律事務所	市野 綾子	62	東京合同法律事務所 新	枝川 充志	61
東京東部法律事務所	高木 一昌	55	東京合同法律事務所	上原 公太	58
東京東部法律事務所 新	中村 悅子	57	東京合同法律事務所	三浦 直子	60
東京法律事務所	中川 勝之	60	東京合同法律事務所	藤本 齊	25
東京法律事務所	今泉 義竜	61	東京合同法律事務所 新	前川 雄司	35
東京法律事務所	小部 正治	31	八王子合同法律事務所	吉田 榮士	35
東京法律事務所	滝沢 香	40	渋谷共同法律事務所	萩尾 健太	51
旬報法律事務所	島田 修一	26	渋谷共同法律事務所 新	牧戸 美香	59
旬報法律事務所 新	早田 由布子	63	代々木総合法律事務所	大崎 潤一	43
第一法律事務所	河村 洋	61	代々木総合法律事務所	羽鳥 徹夫	38
城北法律事務所	小沢 年樹	47	代々木総合法律事務所	須藤 正樹	27
城北法律事務所	小蘭江 博之	34	代々木総合法律事務所	横山 聰	46
城北法律事務所	平松 真二郎	59	代々木総合法律事務所	酒井 健雄	61
まちだ・さがみ総合法律事務所	鈴木 剛	53	代々木総合法律事務所	長澤 彰	40
東京南部法律事務所	佐藤 誠一	38	三多摩法律事務所	長尾 宜行	39
東京南部法律事務所	早瀬 薫	53	三多摩法律事務所	渡邊 隆	56
四谷法律事務所	山本 真一	23	都民中央法律事務所	田中 隆	30
東京本郷合同法律事務所	佐久間 大輔	49	都民中央法律事務所	松井 繁明	17
クラマエ法律事務所	村田 智子	48	都民中央法律事務所	瀬野 俊之	41

12月幹事会議事録

参加者 9名

都知事選挙総括

M：奮闘に感謝。勝利には至らなかったが、市民を巻き込んだ新しい選挙、民主運動ができた。

T：今後はつくる会が宇都宮事務所に移って市民運動の軸になってゆく。団支部がこれにどのような関わり方をするかは検討が必要。投票行動としては、名前が知れていないことで最後まで届かなかつた。期間の短さの問題はある。選挙制度の問題を感じさせたことは意義があった。法対活動のまとめも作った。弁護士アピール・霞ヶ関街宣・銀座街宣などでも、団の力が発揮された。弁護士常駐体制なども感謝された。安心感を醸成させた法対だった。公選法と市民の政治活動については、大変勉強になった。パフォーマンスの扱いを考えさせられた。インターネットも手を入れ、ネットを利用した応援団の書き込みなども進んだ。ネットと音は突き破った感じ。新しい運動を切り開いている。

三鷹弾圧では声明は3つ。つくる会、団支部、弁護団。事実の関係では立ち入り禁止表示のないところから入ったもの。開放性が強い。傷害関連は、目撃証人あり。本質は宇都宮陣営への攻撃と評価して良い。持っていたのは宇都宮ビラ。クレーマーは党関係は知らない。警察から公安指示でパトカー3台、警官10名。堀越無罪判決の翌日。異例含みで踏み出し過ぎた。担当弁護団の努力は立派。地域市民への拡大も順当にいった。結局勾留却下で準抗告もなし。これからは嫌疑不十分での不起訴闘争にはいる。政治的勾留請求に対しよく闘った。

M2:100万行かなかつたのは残念。美濃部選挙以来の楽しい選挙。猪瀬とのたたかいにも行ける。メール・ネットなどを使っての情報交換・提供が話題になった選挙。文書との関係では比較的許容されるのではないか。三鷹の事件は、勾留請求が却下されて準抗告もしないというのは、一体何を考えているのかわからぬ。宇都宮陣営を共産党と同一に見るか悩んだのかも知れない。不起訴の条件は十分にある。

Y：市民との新しい連帯が出来る要素が見えた。ただ、素人のために選挙の手が遅れていた。もう少し時間があれば、票も伸ばせたと思う。

T：集会などを企画実施することはできるが、選挙実務については全くの素人だった。最後になつてはきちんと動けるようになった。全く選挙と関係なかつた人たちが成長する教育効果は大きかったと思う。ダブル・トリプル選挙でなく、単体の選挙だったら、もっと伸びたかと思う。

Y2：宇都宮さんは同期で、もうちょっと行けばと思った。残念だ。

T：本部・支部ニュースに、中野和子、事務所単位では北千住（黒岩）、八王子（尾林）三多摩（小林善）、三鷹関係で武蔵野（井口・池末）などの経験も出してほしい。

→特別報告集にまとめて残すことで記録化する。

2 総選挙を踏まえての情勢

T：自公で3分の2では、衆議院の改憲発議もあり得る。集団的自衛権の容認、教育の反動介入など、あらゆる点で危険が高まっている。ただ、自民の勝ち方が異常で、比例区では2名しか増

えていない。政党への投票では支持を得ていない。ある意味で「小選挙区制の弊害」がこれほどはっきり出たことはない。いろいろな要素はあるが、国民の熱い支持を受けて勝ったという実感はないと思う。国民の意向に沿わないと、参議院選挙まではあまり動けない。安倍と麻生という総理・副総理コンビでどうなるのか？こちらの予想を超える愚かさを發揮する可能性もないとは言えない。

Y2：来年の支部総会でどう議論するか。7月の選挙でまたどのような動きになるか。過半数取られると改憲を止めようがない状態になりかねない。そこを見通して次の総選挙までどう戦うか、基本方針を立てておく必要がある。選挙総括を踏まえた方針を出す必要がある。

M2：参議院にも7月の選挙でいわゆる「第3極」が議席を取ると、改憲での野合があり得る。参議院でも3分の2になると、厳しい状況になりかねない。頼みの国民もどうなるか。96条改憲から始めると達成されれば先は見えてくる。

T：衆議院ですでに3分の2超えており、「96条改憲」から始まるとこれを止めることは厳しい。07年の安倍政権下同様の「9条改憲」から来れば、対抗軸は組めるし、実際阻止している。現在の状況下ではどうなるか不明。大きな右旋回をもたらしたのは、生活問題。

Y2：実際の得票では、4割程度であり、そこをきちんと抑えて、投票率にも触れて、「もうだめだ」と思われないようにがんばる必要がある。腰を据えて本気でがんばれば展望はあるとぶち上げる必要がある。

M2：「96条を変えてどうするのか」という方向から入って、結局は9条改憲を目指しているのだという宣伝をたてるべき。

T：06年の改憲案は調和方針で穏やかだったが、12年改憲論はより右対抗で際物となっている。

M2：国民の一番の要求は経済問題。安倍の「金を刷ればよい」では何の解決にもならないことを明らかにすべき。「t p p」も大きな勝負になる。意外と早く悪い結果が出るのではないか。公共投資も福島などに復興に支出するのは受け入れるが、ゼネコンの利益になるようでは国民が受け入れない。

T：仮にうまく行くのではないか、という財政投融資は、実は短期的な効果は出にくい。暮らしが良くなつた、という感じられる結論を短期に出すのは容易でない。無駄使い批判論は国民に浸透している。民主に本当の力量があれば叩きどころだが、民主には力量も組織力もない。平和の問題と経済破綻。自民党では管理統制・自由抑制が来るということへの用意をする必要がある。

M2：現在、憲法問題が争点の正面に出てきている。一方、憲法を守るためにも、経済など諸課題に対する構想を持たねばならない。

T：支部総会での方針は本部とのすりあわせも意識してやるべきであろう。

労働問題

S：研究討論集会（12／9）は学者の講演と分科会を実施。不当労働行為分科会では、団交拒否して法違反を繰り返す悪徳弁護士がいて、その対策を議論した。昔から労組への切り崩しあつたが、今でも全く変わっていない。鷺見、今村など団員も多数参加した。勉強になった。無法なやり方への具体的な対応の経験などが交流された。

震災原発関係

福島の弁護団は其々に訴訟を提起した。弁護団補充の動きもあり、参加が促進されている。

活断層の危険のないところから再稼働を進め出す可能性がある。政治的な問題で実施されるが、核燃料の再処理が実際には進まない状態で、危険は拡散している。40年で廃炉という原則はあるが、これから30年、40年たつまでの維持は考えられない。

原発について維持することで地域経済にビルトインされているものを、どう経済的に対応していくかを、進めてゆく。住民投票条例で止めた巻町が経済的にどうなっているか。原発交付金が地域を縛っている。そのために集中して建設されるようになっている。

地方の立て直しは原発存立地域のみの問題ではない。地域主権改革の名目で地域の力が減殺された所に地震と原発が襲った。全く不公平。

核が作れるようにしておいて、核兵器は作るなというアメリカの態度。潜在的核保有国にしておきたいというのがアメリカの思惑。原発問題独自では考えられない。核兵器との関連を考えておかなければならぬ課題。エネルギー問題、原発立地への補償などの問題はあるが、そもそも「廃炉にしよう」という決断が出来ないので進まない。

自民党は脱原発とも期限付き廃炉とも言わない。3年考えるというのみ。再稼働できないような約束はしないと思う。したらすごいけど。再稼働はどこかでやる。「強い要請あったので再稼働」と逃げる。民間の物だし。来年4月には原子力規制委員会が判断権を持つので判断に従うと逃げを打つ。

都政問題

築地・オリンピックについて、築地移転は全体に「既定路線になった」かのような受け取り出あきらめムード。条件闘争的な動きになりつつあった。改めて運動を組み直す動きが出てきている。

「食の安全」について豊洲の危険性・問題性をより強く訴える。3月にも集会が予定されている。オリンピックは、猪瀬が推進を強く打ち出して当選したことから、推進ムードが強い。立候補フアイルが1月7日に出されるので、早急に入手して批判をかため、早めにIOCに送付したい。3月4日に調査委員会が来るので、そこに集会をぶつけて、委員会の動きに合わせて反対運動を組みたい。

T：各論はそのあたりだが、安倍内閣の基本ビジョンが年明け。13年ぶりに都知事が交代したが、トップダウンの政策、ナショナリズムの噴出などさせた石原都政をどう「継承」するのか、石原の「勝ち残る東京」の宣戦布告を「バーン」とやるのか、3月議会での所信表明を的確に分析する。まだ都議団も、革新都政をつくる会も検討が進んでいない。

M2：猪瀬は都議会自民党とはそりが合わないが、あの得票ではどうしようもない。反発して都議選に応援に来てもらえないのではどうしようもない。猪瀬を支える堅い陣が出来てしまうのか。石原は、政治家としては乱暴だったが、猪瀬は手堅くまとめてくることが考えられる。築地移転にせよ、第3者委員会やら、学術者会議等をつけてくる可能性がある。

T：石原3期は、共産・ネット・民主では過半数を持っていたことがあった。しかし、民主が惨敗した後に、7月都議選までに回復はしない。自民にまで懸念をかけて止めることは困難。戦略の組み直しが必要。

総会準備

選挙管理委員会を選任、幹事推薦の立候補の受付文書確定

人事問題

日誌 2012年12月8日～2013年1月8日

2012年

- 12月 8日 団労働問題学習会／つくる会弁護士銀座パレード
- 9日 労働者権利討論集会（東京労働会館）
- 10日 団原発問題委員会／支部弾圧会議／団事務局会議／霞が関朝ビラ
- 11日 秘密保全法集会（クレオ）／反原発首都圏大集会／駅頭100ヶ所街宣
- 12日 団教育問題委員会／団構造改革
- 13日 団改憲阻止
- 16日 衆議院議員総選挙・東京都知事選挙
- 18日 団給費生問題委員会
- 19日 支部後楽園街頭労働相談会・支部幹事会・支部幹事会・支部忘年会
- 20日 後楽園駅頭街宣／団事務局会議／支部新人学習会・新人歓迎会
- 21日 団比例問題委員会
- 22日 団常任幹事会
- 23日 東京争議団総会
- 25日 S T O P 秘密保全法共同行動
- 27日 共同センター幹事会

2013年

- 1月 6日 支部事務局会議
- 8日 団原発問題委員会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴（2つの制度共通）

■保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**

■ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**

※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。

■**国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、
月々の所得を1年間、または2年間補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、
手厚く補償します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償します。

<保険料表（月払）>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、
団体割引25%、
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円
(保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間 1年	対象期間 2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420



- 病気やケガによって就業障害となった場合、
最長70歳まで長期に補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償します。**
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる
保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表（月払）>

団体割引25%、保険料単位：円（保険金額
10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年				
満年齢	支払対象外期間 372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3

橋本ビル3F

TEL : 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL : 03 (3231) 4111